

## 社会福祉法人千草福祉会

### 女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4年 4月 1日～令和 9年 3月31日までの 5年間

#### 2. 目標と取組内容・実施時期

##### 目標 1（職業生活に関する機会の提供に関する目標）

管理職に占める女性労働者の割合を 50%以上とする

##### <実施時期・取組内容>

- 令和 4年 4月～ 経営層や管理職を対象に、会議にて女性活躍に関する意見交換の実施
- 令和 5年 1月～ 女性管理職に対するヒアリングの実施及びロールモデルとして社員に紹介
- 令和 5年 4月～ 管理職養成のための研修カリキュラム作成及び昇進・昇格の評価基準や運用等の確認及び見直し
- 令和 6年 4月～ 管理職候補の女性を対象として外部研修に派遣
- 令和 7年 2月～ 管理職候補の女性社員及びその上司を対象として、今後のキャリアプランに関する面談を実施

##### 目標 2（職業生活と家庭生活との両立に関する目標）

育児休業取得率を女性 90%以上、男性 30%以上とする

##### <実施時期・取組内容>

- 令和 4年 4月～ 出産・育児に関するハンドブックを制作し、「復帰祝金」等、独自の福利厚生制度を紹介・周知する。また、男性社員の育児休業取得についての情報も盛り込む。
- 令和 5年 4月～ 全管理職を対象として、男性部下の育児休業取得に関する制度や支援の方法について研修を行う。
- 令和 6年 4月～ 男性社員の仕事と育児の両立に関する意見交換会を年 1 回程度開催し、男女問わず育児に参画しやすい職場風土の醸成を図る。
- 令和 8年 4月～ 男性社員の育児休業取得者及びその上司の体験談を社内で共有

する。

目標 3 (次世代育成支援対策推進法に基づく目標)

子どもが保護者である社員の働いているところを見ることができる「ファミリーデー」を実施する。

<実施時期・取組内容>

- 令和 5年 4月～ 「ファミリーデー」検討会の設置。実施内容について検討を開始する。
- 令和 5年 9月～ 「第 1 回ファミリーデー」の実施。
- 令和 6年 4月～ 社員へのアンケートを実施し、次回企画に向けての検討を行う。